

10 松財第 000610 号
平成 22 年 10 月 20 日

(あて先) 各部課 (室、局) 長

総 務 部 長

平成 23 年度予算編成について

このことについて、別紙「平成 23 年度の予算編成について」のとおり予算の編成方針を定めたので、主管の長は、かかる予算編成方針に基づき、必要な書類を作成し、指定する期日までに財務課長を経て提出するよう、市長の命により通知する。

平成 23 年度の予算編成について

我が国経済は、累次の経済対策による下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレーション終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。こうした中、昨今円高が急速に進む一方で、海外経済は減速懸念が強まっており、これらのことが、我が国の景気の大きな下振れリスクとなっている。

国の財政（平成 21 年度一般会計決算）は、本来収入の中心であるべき税収が収納済歳入額の 36.2%に過ぎず、48.5%は公債金収入、しかも、そのうちの 71.1%が特例公債（いわゆる赤字国債）であり、これまでの異常な財源構造がなお一層深刻化した。平成 22 年度当初予算においては、税収が 1984（昭和 59）年頃の水準に落ち込む一方、公債金収入は過去最大となり、戦後初めて、当初予算で税収が公債金を下回った。このことを受け、平成 22 年度末の国債残高は一般会計税収の約 17 年分である 637 兆円に達すると見込まれ、今後、歳出に占める国債費の割合がより高くなっていくことが確実視される。

一方、松阪市の財政（平成 21 年度普通会計決算等）は、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債の大量発行により、ようやく経常収支比率を 91.5%とし、平成 20 年度決算のそれより 0.3%改善したが、経常経費充当一般財源額においては、扶助費及び繰出金の増額分が公債費等の減額分をはるかに凌ぎ、実質的には財政の硬直化が一層進んだと認識している。そして、平成 23 年度歳出においても、この傾向は継続し、所要一般財源額は、平成 22 年度当初予算時よりも数億円増えるものと見込まれている。

これまで何度も言及してきていることであるが、平成 27 年度から普通交付税額が漸減しはじめ、平成 32 年度には現在より 22～23 億円程度減るものと予想される。このような一般財源の縮小と、扶助費及び繰出金に代表される所要一般財源額の増額に同時に対応するためには、単年度毎の単なる財政規模と所要一般財源額の抑制ということでは充分でない。すなわち、職員数の削減と併せ、一般財源が充てられる経常経費の相当割合を占め、かつ、法令による義務付け等に束縛されない公共・公用施設等の整理に踏み込まざるを得ないことは言を俟たない。

去る 9 月 1 日には、国の平成 23 年度一般会計概算要求額等が明らかにされた。しかし、その中には金額を示さずに項目だけを盛り込んだ「事項要求」や「予算編成過程で検討し、結論を得る」といった文言が散見され、非常に不透明な状況である。また、投資にかかる補助金・交付金等の一括交付金化については、年内の制度設計が危ぶまれている。そうであるからこそ、以上のような現状認識の下、各府省の動向を十分に注視しつつ、市政各現場での情報収集に努め、市民の生活に深く関わる喫緊の課題に対して時期を逸することなく的確に対応するよう、平成 23 年度予算編成に当たっていただくとともに、さらに先を見据え、歳入に見合った、真に税を投入すべき施策・事業の選択とそれへの集中に努められたい。

記

1. 基本的事項

- (1) 当初予算は一会計年度間の歳入・歳出を網羅した年間総合予算として編成する。したがって、予算の補正については、義務費の不足等、特に緊要となった経費の支出等にかかるものに限ることとし、原則行わないものとする。
- (2) 歳入については、厳しい財政状況の中、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主財源の確保に努め、特に、収入未済額については、早期にその実態を把握したうえで解消に努め、不能欠損が生じることのないよう所要の処分等を実施すること。
- (3) 市の行う全ての事務事業及びその実施体制について、事後検証を強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味することで、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。また、既存事業の要求に当たっても、可能な限りその目標達成の年次等の終期を明確にすること。
- (4) 重要施策については、新しい松阪市総合計画、基本計画、実施計画を踏まえ、関係部局等と十分な調整を行ったうえで、予算要求すること。
- (5) 新規事業及び既存事業にかかる事業費の増額については、原則としてスクラップ・フォー・ビルドにより、所要の財源を捻出すること。また、基本的には、組織や人員等の縮小を前提に、その実施方法を充分検討すること。さらに、当該事業の必要性、緊急性など事業効果等についても検討を加え、真に必要かつ緊急なものに限ること。新規事業については、原則として期限を設定し、後年度の負担を明らかにしたうえで要求すること。
- (6) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。
- (7) 議会及び監査委員の指摘事項については、その内容を精査検討し、予算に反映させること。
- (8) 平成22年度を名実ともに行財政改革元年とするため、全職員の知恵と工夫による既存事業の再構築を行い、その成果を平成23年度当初予算に反映させること。
- (9) 今後の国の動向については大きな変化が予想されるところであるが、当面は、現在判明している範囲での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、その動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

2. 歳入に関する事項

(1) 市 税

国の税制改正の方向性及び今後の経済情勢に充分留意のうえ、確実に見込める額を計上すること。また、税負担の公平性を期すため、課税客体の把握に留意し、引き続き徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正化に努め、受益の限度、事業の性質等を考慮し適正な額を見積ること。

(3) 使用料及び手数料

事務等に要する経費を考慮のうえ、コストに見合う適正な水準となるよう、常に見直しを行うこと。特に、3年以上にわたって改正が行われていないものについては、必ず見直しを行うこと。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に充

分留意するとともに、補助対象となるものは漏れのないように補助要望し、予算計上すること。また、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。特に、各府省等の概算要求において、補助金等総額の削減がなされているものや、いわゆる一括交付金化に関わることについては、その動向に留意し、充分把握しておくこと。なお、国・県補助金の廃止及び減額に伴い、市費による肩代わりは原則として行わないので注意すること。

(5) 市 債

将来の財政負担を充分考慮し、市債充当事業の厳正な選択を行い、市債発行額の抑制に努めること。

(6) 受託事業収入

事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の配置・処理能力を勘案し、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な額を確保すること。

(7) 財産収入、諸収入、その他の収入

収入見込みを的確に把握し、過大過少見積りが生じないように、増収に努めること。また、充当可能な基金の活用にも努めること。特に、指定寄附基金に積立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰り入れること。

3. 歳出に関する事項

(1) 人件費

職員の人件費については、定員適正化計画に基づいた職員数の削減を図ることとし、年間所要額を見積ること。また、時間外手当の削減を目指すことから、業務のあり方を徹底的に見直すこと。その他各種委員等の報酬については、条例等の整備も合わせて、計上すること。

(2) 扶助費

扶助費については、国における施策の動向、措置対象の傾向等を充分調査のうえ、的確な見積りを行うこと。特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理のうえ、必要に応じ制度廃止を含め、積極的に検討すること。

(3) 一般事務費

一般事務費については、事務処理の簡素合理化を図り、創意工夫により経費節減に努め、必要最少額を見積ること。特に旅費、食糧費、賃金については下記事項に留意すること。

ア. 旅 費 職員の各種大会や総会への出席旅費は、原則として認めない。

宿泊を必要とする出張や県外出張は、必要最少人員とすること。

視察及び公務研修にかかる旅費は、行政上効果の上がるものに厳選すること。

イ. 食糧費 経費削減について指示をしてきたところであるが、とかく市民の誤解を招きやすいので、引き続き経費の削減に努めること。

見積りについては、目的を明確にし、厳正に算定すること。

ウ. 賃 金 過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図り、事前の職員課査定により計上すること。

(4) 普通建設事業費

- ア. 補助対象事業については、今後の国・県の予算状況や地方財政計画の動向を充分認識したうえで見積り、補助事業といえども安易に計上することなく、緊急性・必要性等を充分検討し、真に必要と認められるものに厳選すること。
- イ. 市単独事業（普通建設事業に準ずる補助金を含む。）については、今後行政上、真に必要なものであって顕著に事業効果を発揮するものに厳選するとともに、事業コストの削減を図ること。
- ウ. 事業の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効率、優先度、事業進度を充分配意のうえ、見積ること。

(5) 災害復旧事業費

過年発生にかかるものについては、残事業量、施行年次割等を精査して、的確に見積ること。
また、現年発生分については、応急分として前年度と同額を計上すること。

(6) 施設の運営費等

料金収入等受益者負担を徴収し運営される施設については、あらかじめ運営方法等を充分検討のうえ、見積ること。なお、既存施設についても同様の観点から再度見直しをすることとし、複数の類似施設については、そのあり方等を抜本的に見直すこと。

(7) 維持修繕費

維持修繕費については、各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。

(8) 負担金、補助及び交付金

各種負担金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮し、真に市が負担または助成すべきものであるか、補助率・対象等が妥当であるかなど再度検討のうえ、見積ること。

ア. 負担金

各種協議会等の経費に負担しているものについては、過去の経緯にとらわれることなく見直すこと。特に、協議会等の負担金については、決算書等を審査し、市負担金が過充当となっていないか充分注意すること。

イ. 補助金・交付金

補助金等については、近く策定される「補助金等に関する基本方針（仮称）」に基づき、全ての補助金等を抜本的に見直し、交付要綱案と合わせて要求すること。

4. 債務負担行為、継続費

将来の財政負担を義務づけるものであるため、新規に設定する場合は、事業規模及び年割額等を充分検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積ること。

6. その他

その他予算要求基準、予算見積書の積算等注意点については別紙参照のこと。

7. 予算編成の日程及び提出する様式等

(1) ヒアリング等日程について (予定)

部長ヒアリング：平成22年12月13日(月)～27日(月)

副市長ヒアリング：平成23年1月5日(水)～18日(火)

市長査定：平成23年1月19日(水)～21日(金)

(2) 提出書類について (①～⑧ごとに綴じ、①～⑦は各9部、⑧は1部)

- ① 当初歳入予算要求書
- ② 当初歳出予算要求書 一次
- ③ 当初歳出予算要求書 二次
- ④ 継続費見積書
- ⑤ 債務負担行為見積書【継続・新規】
- ⑥ 予算要求の事業説明【二次のみ】
- ⑦ 予算要求新規事業の概要
- ⑧ 補助金交付要綱案

※①・②・③の様式は、財務会計システムによる。④・⑤・⑥・⑦の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

(3) 提出期限 平成22年12月3日(金) 厳守

(4) 提出先 財務課財政係

予算要求基準

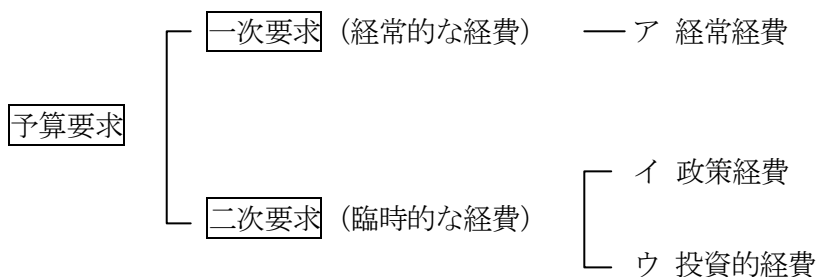
予算編成通知に示しているとおり、平成 23 年度も、所要一般財源額において、扶助費及び繰出金の増額が人件費等の削減額を上回ることが見込まれており、依然として厳しい状況にある。このような中で、予算編成にあたっては、既存事業をこれまで以上に徹底的に見直し、「選択と集中」により、本市が抱える行政課題に的確に取り組むため、次のとおり予算要求基準を設けるものとする。なお、人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果額について、削減分と同様に取り扱うことができるものとする。

1. 予算要求額（事業費ベース）は、義務的経費等を除き、原則として平成 22 年度当初予算額を上限とし、一般財源を枠配分以内で見積ること。また、経費区分ごとの要求基準（一般財源ベース）は、下表のとおりとするが、特に、業務のあり方を徹底的に見直し、時間外手当、賃金、物件費等の経常経費の削減に努めること。

区分	要求基準	区分	要求基準
人件費・公債費	所要額	繰出金・一部 組合分担金	予算編成方針に則った所要額
扶助費	22年度決算見込みの範囲内		
投資的経費	実施計画通知額の範囲内	その他の経費	22年度当初予算比99%以内

2. 予算要求にかかる各部局への一般財源の枠配分については、別途通知する。

予算要求の分類



○ 一次要求

ア 経常経費

- ・ 一般事務費・施設維持管理費など定期的に支払われる経費 等

○ 二次要求（実施計画事業として位置づけられた事業に限る）

イ 政策経費

- ・ 実施計画事業として位置づけられた事業などのうち毎年支払われる経費
- ・ 新規事業
- ・ 市独自の事業（市単扶助費など）
- ・ 建物、建築物にかかる大規模な修繕
- ・ 經常的な経費にあつて、制度の見直しなど事業内容が大幅に変更になるもの
- ・ 政策的要素の高いもの 等

ウ 投資的経費

- ・ 普通建設事業（建設補助金、県施行負担金を含む）、災害復旧事業
- ・ 100 万円以上の備品購入費